

日本航空協会所属  
三田式3型改1JA2147  
に関する航空事故報告書

昭和50年4月3日  
航空事故調査委員会議決（空委調第8号）

委 員 長	岡 田 實
委 員	口 真 弘
委 員	山 訪 義
委 員	誠 上 忠 夫
委 員	八 田 三 桂

## 1. 航空事故調査の経過

### 1.1 航空事故の概要

日本航空協会所有の三田式3型改1JA2147は、昭和49年8月18日10時45分ごろ、妻沼滑空場においてえい航が中断され、落着気味の接地となり中破したが、操縦者（同乗者なし）は異常なかった。

### 1.2 航空事故調査の概要

昭和49年8月19日～20日 現場調査

### 1.3 関係者からの意見聴取

昭和50年3月3日 意見聴取

035001

## 2. 認定した事実

### 2.1 飛行の経過

J A 2 1 4 7 は、関東学院大学体育部航空部員 1 名がとう乗し、昭和 4 9 年 8 月 1 8 日 1 0 時 4 4 分ごろ、ワインチえい航により妻沼滑空場を離陸した。

同機が、高度約 5 メートル、対気速度約 7 0 キロメートル毎時に達した時、ワインチ運転者は索切れのような衝撃を感じたため、ワインチの動力を切った。

同時に、操縦者はえい航索から離脱し、機首下げ操作を行い着地したが、落着気味の着地となつた。

### 2.2 人の死亡、行方不明又は負傷

なし

### 2.3 航空機の損壊の程度

中破

### 2.4 航空機以外の物件の損壊

損壊なし。

### 2.5 乗組員に関する情報

操縦者 昭和 2 3 年 1 1 月 1 7 日生

技能証明 自家用操縦士

第 3 5 1 9 号

限定滑空機上級

航空身体検査証明 第 3 種航空身体検査

証明書

第 3 1 4 0 0 2 6 9 号

総飛行時間 1 4 3 時間 3 分

035002

## 2.6 航空機に関する情報

型 式	三田式 3 型改 1
耐 空 証 明	耐空検査員耐空証明書 第 49-21-5 号
登 錄 証 明	運輸省航空機登録証明書 第 1857 号
総 飛 行 時 間	172 時間 33 分
( 回数 )	( 1,590 回 )

## 2.7 気象に関する情報

操縦者の口述によると、事故当時の気象は次のとおりであった。

風 向	北
風 速	1 ~ 2 メートル／秒
視 程	10 キロメートル

## 2.8 航空機またはその部品の損壊に関する情報

脚取付部構造材に曲りを生じた。

## 2.9 その他必要な事項

事故後、えい航索は切断されておらず、また、えい航ウインチにも異常なかった。

## 3. 事 実 を 認 定 し た 理 由

### 3.1 解 析

調査の結果、えい航索は切断されておらず、えい航用ウインチにも異常なかった。

これらのことから、ウインチ運転者がえい航中に感じた索切れのような衝撃は、えい航索が滑空場の草に絡んだまま展張され、それがえい航によって外れたことによるものと考えられる。

ウインチ運転者が、索切れのような衝撃を感じ、ウインチの動力を切ったと同時に、操縦者はえい航索を離脱したが、その時点では当該機の高度は約 5 メートル、対気速度は約 70 キロメートル毎時で、機首上げ姿勢であったため、落着気味の着地となったものと推定される。

035003

## 4. 結

## 論

- (1) 操縦者は、適正な資格を有していた。
- (2) 航空機は、適正な耐空検査員耐空証明書を有していた。
- (3) えい航索およびえい航用ワインチは異常なかった。
- (4) 事故当時の気象は、事故に関連なかった。
- (5) えい航中、ワインチの運転者およびJA2147の操縦者は、索切れのような衝撃を感じた。
- (6) えい航索が、滑空場の草に絡んだ状態で、えい航されたものと推定された。
- (7) ウインチの動力は切られ、同時に操縦者はえい航索から離脱し、機首下げ操作を行った。
- (8) 車輪取付部に歪を生じた。

### 原 因

この事故は、えい航索が滑空場の草に絡んだ状態で展張され、それがえい航中に外れたことにより、浮揚直後にえい航が中断されたことによるものと推定される。

035004